

## 平成 23 年版 最新宅建六法

【法改正・正誤のお知らせ】

平成 23 年 7 月 25 日

(株)住宅新報社

資格図書編集部

TEL. 03-3504-0361

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P177 「不動産登記法」 119 条 4 項 1、2 行目	第一項及び第二項の手数料の納付は、 <u>登記印紙</u> をもってしなければならない。	第一項及び第二項の手数料の納付は、 <b>収入印紙</b> をもってしなければならない。
P198 「不動産登記規則」 197 条 6 項 3、4 行目	<u>この場合には、送付先の住所をも請求情報の内容とする。</u>	削除
197 条 6 項の次に、右の 197 条の 2 を追加	<b>(登記事項証明書の受領の方法)</b> <b>第一九七条の二 第一九四条第三項前段の規定により登記事項証明書の交付を請求した者が当該登記事項証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める情報を当該登記所に提供しなければならない。</b>	
P234 「都市計画法」 15 条 1 項 4 号 5 行目	第二条第二項の <u>重要港湾</u> に係る	第二条第二項の <b>国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾</b> に係る
P448 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」1 条 7、8 行目	開発行為を制限するほか、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めること等	開発行為を制限し、建築物の構造の規制に関する所要の措置を定めるほか、 <b>重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供すること等</b>
2 条 6～10 行目	流下する自然現象をいう。)又は地滑り(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。)(以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。)を発生原因として	流下する自然現象をいう。 <b>第二六条第一項において同じ。)</b> 若しくは地滑り(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。 <b>同項において同じ。)</b> (以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。) <b>又は河道閉塞(そく)による湛(たん)水(土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第六条第一項及び第二六条第一項において同じ。)</b> を発生原因として
6 条 5 行目	土砂災害を防止するために	土砂災害(河道閉塞による <b>湛水</b> を発生原因とするものを除く。以下この章及び次章において同じ。)を防止するために
P844、845 「租税特別措置法」72 条の 2、73 条、74 条、91 条	平成二十三年三月三十一日	平成二十三年六月三十日